

第51号議案

令和5年度群馬県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度群馬県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
	床	床	床	床		床
1 病 床 数	195	314	265	150		924
2 年 間 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	51,386	75,030	55,632	42,090		224,138
(2)外 来	66,145	96,228	24,035	47,142		233,550
3 1 日 平 均 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	140	205	152	115		612
(2)外 来	272	396	99	194		961
4 主要な建設改良事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1)病棟等増改築事業	144,500	157,540	8,169	315,800		626,009
(2)医療器械及び備品購入	313,603	377,198	64,807	307,195	100,000	1,162,803

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	33,339,878千円
第1項 医業収益	27,312,716千円
第2項 医業外収益	6,027,154千円
第3項 特別利益	8千円

支 出

第1款 病院事業費用	34,324,200千円
第1項 医業費用	33,556,007千円
第2項 医業外費用	766,187千円
第3項 特別損失	2,006千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,239,574千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,892,527千円
第1項 企 業 債	1,648,000千円
第2項 負 担 金	1,234,896千円
第3項 固定資産売却代金	4千円
第4項 補 助 金	9,627千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,132,101千円
第1項 建 設 改 良 費	1,788,812千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,343,289千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
医療器械保守点検業務委託契約一式	令和6年度から 令和13年度まで	942,105
寝具及びリネン類賃貸借契約一式	令和6年度から 令和8年度まで	135,518
心臓血管センター 総合医療情報システム購入契約	令和6年度	1,125,300
がんセンター 総合医療情報システム選定支援等業務委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	14,520
がんセンター 臨床検査機器賃貸借契約	令和6年度	727
精神医療センター 患者給食業務委託契約	令和6年度から 令和8年度まで	204,782
小児医療センター クラウド型医用画像管理システム使用契約	令和6年度から 令和9年度まで	30,944

事 項	期 間	限度額（千円）
小児医療センター 調 理 部 門 業 務 委 託 契 約	令和6年度から 令和8年度まで	171,765
電 気 調 達 契 約	令和6年度から 令和8年度まで	2,154,856

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額（千円）	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
心臓血管センター エレベータ1号機2号機 更 新 工 事	76,000	普通貸借又は証券発行 （証券発行の場合において発 行価格が額面金額を下回る ときは、それぞれの発行価 格差減額を埋めるために必 要な金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。）	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件 により、銀行その他場合には、そ の債権者と協定す るものとする。
心臓血管センター クーリングタワー 更 新 工 事	48,000	同	同	同
心臓血管センター 放射線管理設備等 更 新 工 事	12,000	同	同	同
心臓血管センター エレベータ3号機 更 新 工 事	2,000	同	同	同
心臓血管センター 直流電源装置 更 新 工 事	2,000	同	同	同
心臓血管センター 蒸気ボイラー 更 新 工 事	2,000	同	同	同
がんセンター 電話交換設備 更 新 工 事	134,000	同	同	同
がんセンター 手術室照明 改 修 工 事	20,000	同	同	同

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
がんセンター 危険物保管倉庫 設置工事	3,000	同	同	同
精神医療センター 非常用電源装置 更新工事	8,000	同	同	同
小児医療センター 吸収式温水発生器 更新工事	153,000	同	同	同
小児医療センター 無停電電源装置 更新工事	80,000	同	同	同
小児医療センター 純水装置更新工事	67,000	同	同	同
小児医療センター 電話交換設備 更新工事	3,000	同	同	同
小児医療センター 分電盤更新工事	3,000	同	同	同
小児医療センター 予備空調機 改修工事	3,000	同	同	同
小児医療センター 空調機更新工事	3,000	同	同	同
医療機械等購入	1,029,000	同	同	同
計	1,648,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,250,079千円

(2) 交際費 1,550千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,433,819千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	核医学診断装置	一式
		マルチスライスCT装置	一式
		密封小線源治療システム	一式
		デジタルX線透視撮影システム	一式

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一太